

関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

- ・ 機能強化加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 5）
- ・ 療養病棟入院基本料 1
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1（50 対 1 補助体制加算）
- ・ 急性期看護補助体制加算 25 対 1（補助者 5 割以上）・（夜間 100 対 1）
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 療養病棟療養環境加算 1
- ・ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
- ・ 医療安全対策加算 2
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ データ提出加算 2・4
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ 認知ケア加算 3
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 3

【特掲診療料】

- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料（ハ）
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 2
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 別添 1 の「14 の 2」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注 13 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 検体検査管理加算（1）
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ エタノール局所注入（甲状腺に対するもの）
- ・ エタノール局所注入（副甲状腺に対するもの）
- ・ 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- ・ 導入期加算 1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・ 輸血管理料 2
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 看護職員処遇改善評価料(27)
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・ 入院ベースアップ評価料(45)

【食事】

- ・ 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

【その他】

- ・ 酸素の購入単価

令和 7 年 7 月 1 日 現在